



## 第Ⅲ章

# 計画の実現に向けて

# 1. 施策推進の基本的な考え方

## (1) 背景

多摩市では、今後、急速な高齢化の進行が予測されています。それに伴い、市税の減少や福祉関連経費の増加とともに、多摩ニュータウン事業で整備された高水準の都市基盤や公共施設の老朽化に伴う更新など、財政面で大きな課題を抱えています。

このような少子高齢化などに伴う財政面での課題を抱えるなか、多様な市民ニーズや地域課題に対し、「自助」「共助」「公助」の適切なバランスの中で、役割分担しながらきめ細かなサービスが提供される地域社会をつくる必要があります。

また、限られた財政の中で、市民にとって必要性が高い具体的な施策を、効率的かつ効果的に推進していくためには、施策の実施過程を適切に管理するとともに、施策の実施効果や課題を検証し、施策の見直しなどを継続して行っていく必要があります。

### ●多摩市の環境の維持向上に向けた「自助」「共助」「公助」の考え方

「自助」個人や家庭での取り組み

「共助」自治会等の住民組織や市民団体、ボランティア等による地域での取り組み

「公助」行政自らの取り組みと自助・共助への支援



これらの適切なバランスによる役割分担の上で協働による取り組みが重要

## (2) 多摩市におけるこれまでの協働のまちづくりへの取り組み

### ●「多摩市行財政再構築プラン」(平成 16 (2004) 年 2 月策定)

行政と市民、NPO、事業者など多様な主体が対等な立場で協働・連携し、適切に役割分担していく「新しい公共」の考え方を定めました。

### ●「多摩市自治基本条例」(平成 16 (2004) 年 8 月施行)

まちづくりの最も基本的な理念とそれを実現するための行動原則を定めました。また、市民、議会、市長をはじめとする市の執行機関の責務と役割を明確にするとともに、持続的な市民参画・協働によるまちづくりのルールを規定しました。

### ●「多摩市街づくり条例」(平成 18 (2006) 年 12 月施行)

市民、事業者及び行政が、信頼と協調を基本原則として、相互に協力し、適切な役割を果たして、協働の理念の下に、若者からお年寄りまで幅広い層の市民が多くの英知を結集し、街づくりに取り組むための仕組みとして、多摩市街づくり条例を定めました。

### ●「第五次多摩市総合計画基本計画」(平成 23 (2011) 年 8 月策定)

持続的なまちづくりを推進するための基本的な取り組みの方向性として、「市政への市民参画の推進」「多様な連携と協働による地域づくり」「情報の提供と共有化」を位置づけ、協働のまちづくりの推進を明確に打ち出しました。

### (3) 施策の推進に向けた前提

上記のような背景のなか、「多摩市 みどりと環境基本計画」の目標の実現のための施策を推進していくために、その前提として以下の取組みを位置づけています。

#### ■協働による取組みの推進（本計画における具体的内容は p20 へ）

地域の多様なニーズや課題に対応した、環境に関するきめ細やかな施策を、着実に具体化し持続的な地域づくりを進めていくためには、協働の視点が不可欠です。そのため、本計画においては、施策を展開する前提として、市・市民・市民団体等・事業者との協働を掲げます。

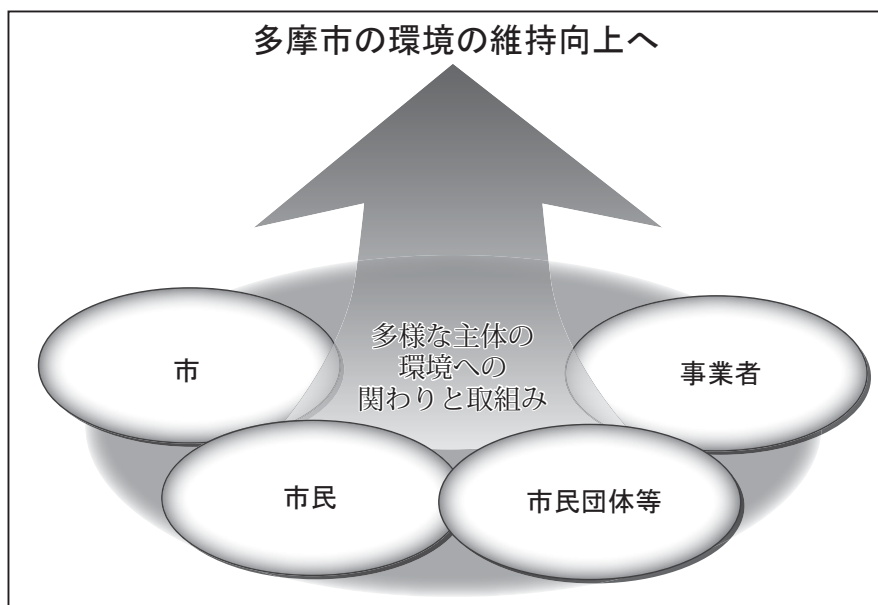


図 協働の取組みイメージ

#### ■PDCA サイクルによる計画の適切な進行管理（本計画における具体的内容は p22 へ）

本計画の施策を効果的に実現していくためには、適切な計画の進行管理が不可欠です。そのため、本計画の取組みが、計画通り実施されているか、実施した施策がどのような効果を発揮したのか、しなかったのか、またその要因を分析し、適切に改善していく必要があります。

このような計画の進行管理を、PDCA（Plan：計画立案 -Do：実践 -Check：点検・評価 -Action：見直し・改善）の評価サイクルに即して、行います。

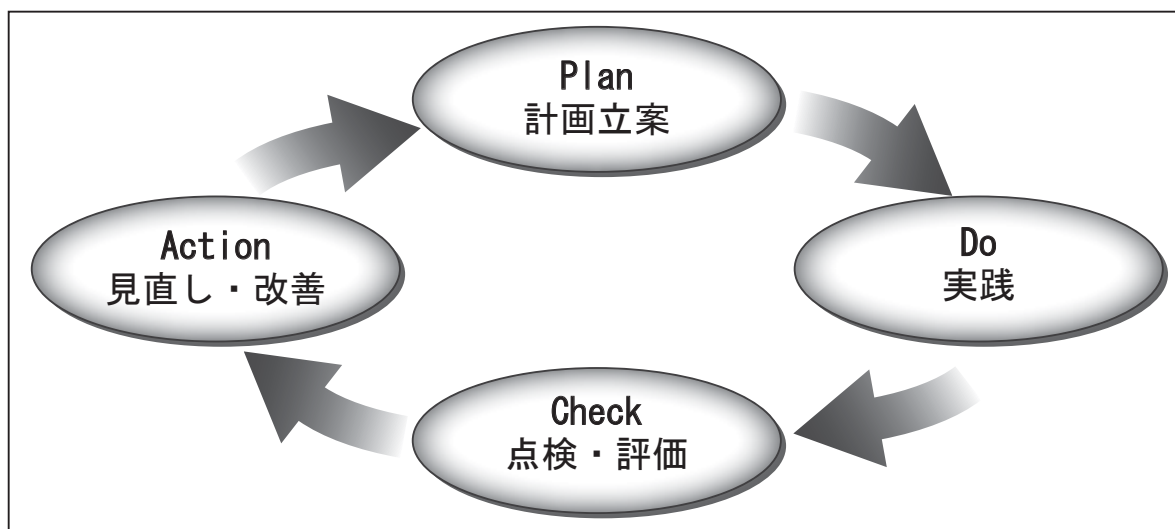


図 PDCA サイクルの基本的考え方

## 2. 協働による取組みの推進

### (1) 各主体の基本的取組み事項

#### 1) 環境活動における各主体の基本的取組み事項

環境活動を進めるための主体と基本的取組みとして、以下のような事項が挙げられます。

- 【市 民】 生活の中での環境配慮の理解や実践、市民団体等や市の環境活動への参加や協力
- 【市民団体等】 環境保全活動の実践、環境配慮活動の普及、市の環境活動への参加や協力
- 【事業者】 事業活動における環境配慮の理解や実践、市民団体等や市の環境活動への参加・協力、事業者の社会的責任行動の推進、大学と地域との連携した取組み
- 【市】 環境に配慮した事業やサービスの実施、環境配慮活動の先導的实施、環境に関する情報提供や活動の機会の提供、市民・市民団体等・事業者が環境活動を行うための支援の実施、環境配慮活動の普及啓発、国、東京都、周辺自治体と連携した取組みの推進

### 2) 本計画での取り扱いについて

本計画の施策では、「多摩市環境基本条例」に沿って「市」「市民（市民団体等）」「事業者」の各主体における具体的な取組み内容を示しています。このうち、市民（市民団体等）と事業者が取り組む内容が、「多摩市環境基本条例」に記載が定められている日常生活や業務、活動を行う際に、環境の保全のために配慮すべき指針（環境配慮指針）となります。これらのことを、「施策 01 生物多様性の確保に関する取組みの推進」を例に説明します。

#### ■施策の表示例

①施策を記載しています。

②前計画との関係を示しています。  
 【新規】新たに設定  
 【改善】前回の取組みを一部改善  
 【継続】前計画から引き続き実施

市	市民（市民団体等）	事業者
<b>施策 01：生物多様性の確保に関する取組みの推進</b>		
<b>○生物多様性の確保に向けた体制づくり（新規）</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性に関する普及啓発や、取組みのための庁内の体制づくりを推進する。（みどりと環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の確保の大切さ等への理解を深める。</li> <li>・市の生物調査や保全施策の実施に協力する。</li> <li>・ペットを野生に放さない。</li> <li>・観察会など、生息環境の把握に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の確保の重要性を認識し、みどりの保全等に協力する。</li> </ul>
<b>○生物生息空間の骨幹となるみどりの拠点と軸の形成（新規）</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の確保に寄与するみどりの拠点と軸の保全を推進する。（みどりと環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの保全活動への協力や関心を深め、活動につなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内のまとまりあるみどりの保全を行う。</li> </ul>

③市が、行う「取組み」内容を記載しています。

④市民（市民団体等）、事業者などの各主体が、環境保全のために配慮すべき「取組み」内容を記載しており、「環境配慮指針」となります。

⑤市・市民（市民団体等）・事業者が協働で行う「取組み」概要を記載しています。

## (2) 協働の取組みに向けて

### 1) 協働の機会の充実

多摩市では、近年、市民や市民団体等が活発に地域活動を行うとともに、事業者や大学も地域の一員として、市や市民と連携して地域活動に取り組むようになってきています。

本計画の目標を協働により実現するためには、さらにより多くの市民、事業者、市民団体等が、本計画の取組みへの関心や理解を深め、参加や協力をしていただくことが重要です。そのため、情報の積極的な発信などにより情報の共有化を進めるとともに、協働の取組みのきっかけとなる機会の充実を図ります。

### 2) 世代間や地域での交流機会の充実

みどりや環境に関する地域での具体的活動を支えていくためには、子どもから高齢者まで、多様な世代で取り組んでいくことが重要です。そのため、多世代間の活動参画を促す交流の機会の充実を図ります。

特に、次世代を担う子どもたちへ環境に関する大切なことを伝えることや、その機会の創出が重要と考え、環境教育・環境学習の推進を図るとともに、環境教育が学校内の活動に留まらず地域と連携した幅広い活動へと展開していくように推進します。

### 3) 協働の取組みを支える支援体制の充実

地域環境の改善や維持向上に取り組む市民や市民団体等に対して、支援体制の整備や拡充を行い、活動しやすい環境づくりを推進します。

### 4) 環境を支える人材の育成

よりよい環境づくりを推進するにあたって、環境に関する取組みの核となる指導者や人材の育成及び登録、グリーンコンシューマー（環境に配慮した行動を自らとる人）の育成を推進します。

## (3) 協働の拠点づくりの充実

市民や市民団体等が環境に関わる地域活動を行うための、場所の提供を積極的に行うことはもちろんのこと、それら個々の活動が連携し、協働による効果的な取組みを推進するためには、その活動の拠り所となる拠点の確保が不可欠です。

この拠点が活動情報の交換の場となり、市民団体間及び市民や地域と市民団体などの交流を支えることが可能となります。このような活動の拠点づくりの確保とその活用の充実を推進します。

平成23年4月より、市・大学・市民団体の三者連携により、誰もが参加（利用）できるスペース、皆で集い楽しい発見に出会える場所として、「グリーンライブセンター」をリニューアルしました。今後は、みどりの活動団体をはじめ、環境に関わる幅広い活動団体の交流の場として、拡充を図り、市民が多摩市の環境を支えるための拠点としていきます。

一方、市における公共施設は短期間に数多く整備されたために、その維持管理費は、今後も増大が見込まれています。このため、厳しい財政状況を勘案すると、その維持管理手法についても見直すことが必要です。これまでのような管理運営手法から、市民や事業者、市民団体等とも連携をした拠点づくりを進める中で、活動の輪を広げていくことが重要であると考えています。

### 3. PDCA サイクルによる計画の適切な進行管理

#### (1) 本計画における進行管理のしくみ

本計画は、p19 で示した PDCA サイクルを活用し、以下のしくみにより、目標の実現に向けた進行管理を実施します。

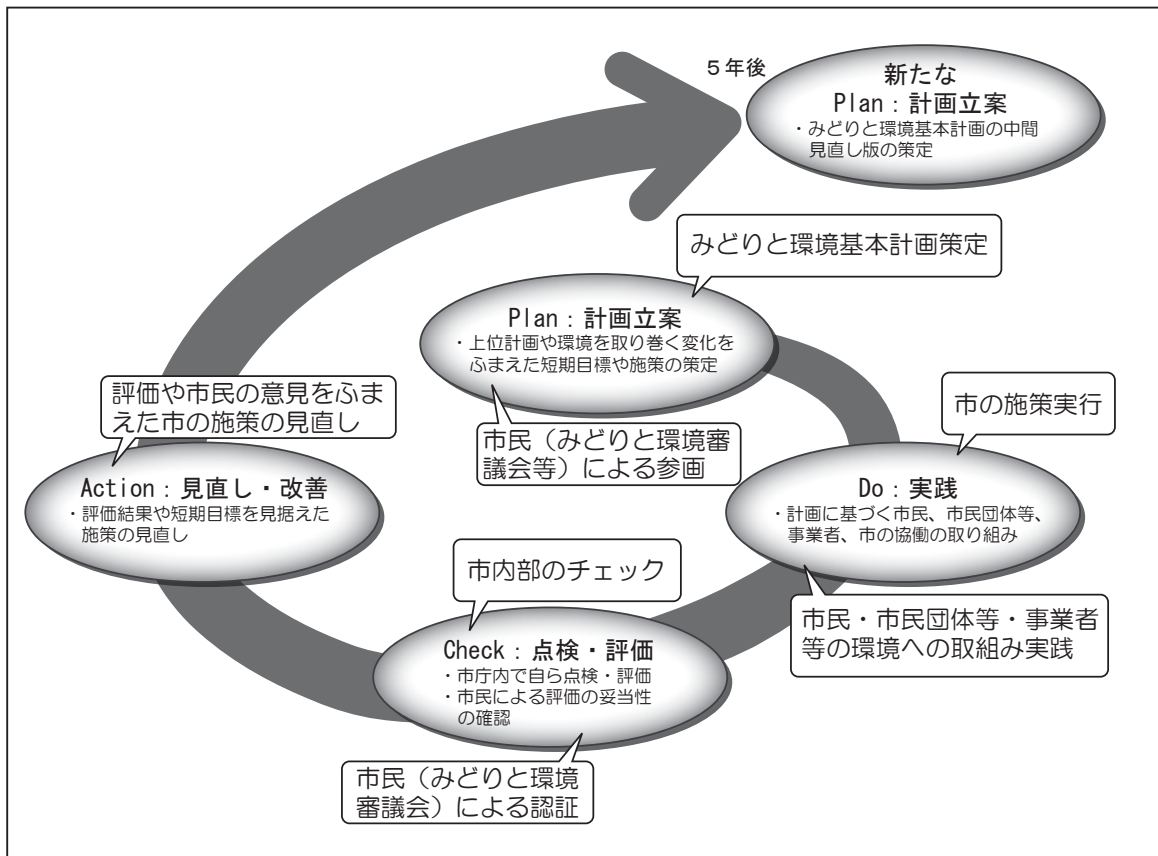


図 PDCA サイクルを活用した継続的改善

#### (2) 適切な進行管理のための取組み

##### 1) 施策実施状況の確認と公表（モニタリング・毎年度）

###### ① 施策実施状況の確認

施策の進捗状況の確認や、管理指標により必要な環境の状況を毎年度把握し、次年度の施策推進に向け、適切な進行管理を行います。

###### ② 施策実施状況等の見える化

毎年度の施策の実施状況や成果、環境に関する動向、市民や事業者、市民団体等の活動状況は、その取組みを図や写真などを積極的に使用するなど、市民にわかりやすくその成果を様々な媒体や機会において、適宜報告していきます。

###### ● 環境報告書

本計画に掲げた目標の達成状況や諸施策の実施状況などを「多摩しみどりと環境審議会」の意見（市民認証）を付して、報告書として毎年度とりまとめ、市民や事業者等へその内容の公表を継続的に行います。

###### ● 広報やホームページ等の積極的活用

報告書の内容を公表するほか、市民の安全安心に関わる環境の情報については、適切に幅広く公表します。

また、環境への関心を高めるためのイベント活動や環境学習等の案内なども積極的に行います。

#### ●みどり関連施策状況の具体的な提示

本計画における自然環境分野の多くを担うみどり関連の施策については、環境報告書等により一体的に管理指標の状況や施策の実施状況を整理します。その他、公園緑地マニュアル等において、より詳細な施策の実施状況についても報告を行います。

## 2) PDCA による施策の見直し（計画評価・5年後）

PDCA サイクルをふまえた計画の見直しを計画期間（10年）の中間年（5年後）に実施し、前年度に改訂される新たな「多摩市総合計画」の方向性も見据えつつ、関係各課による庁内横断的な体制により、計画の中間見直しを実施します。

見直しに際しては、市民が参画した中で、市民意見の反映や行政情報の共有化を図り、より市民に身近な施策への改善を進めていきます。

#### ● Check（点検・評価）の主な内容

- ①全施策及び取組みの進捗状況の把握
- ②市民や市民団体等、事業者の活動状況の把握
- ③施策の実施効果を客観的に把握するための管理指標の評価
- ④市民意見等からの定性的な評価
- ⑤上記の状況をふまえた市民参画による評価
- ⑥評価内容の公表

## 3) PDCA サイクルのための本計画での工夫

#### ①指標の関係性、計測方法の明確化

施策の実施効果を客観的に把握し評価するための管理指標について、その管理指標と施策方針の関係性を明確化するとともに、5年後の計画見直し時期に適切に評価ができるように、計測の方法や目標値の設定の考え方や担当課の表記をしています。

#### ②各施策の取組みの位置づけ

それぞれの「施策」において、その取組みが前回の環境基本計画と比較して、それが新たに設定された取組みである場合には【新規】、前回の施策の内容を改善して再設定した取組みである場合には【改善】、前回の取組みを引き続き実施する場合には【継続】と表記しています。（p32参照）

これにより、前計画との関係性ととともに、5年後の見直しの際の各取組みの位置づけの明確化を図りました。